

(ご契約者 様)

重要事項説明書

社会福祉法人 元気寿会
特別養護老人ホーム 葉栗の郷

重要事項説明書

1. 法人について

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 元気寿会 |
| (2) 所在地 | 愛知県一宮市島村字六反田 60 |
| (3) 電話番号 | 0586-78-1010 |
| F A X 番号 | 0586-78-1257 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 川崎 幸子 |
| (5) 開設年月 | 平成 17 年 10 月 1 日 |

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設 |
| (2) 介護保険事業者番号 | 2372202107 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 葉栗の郷 |
| (4) 施設の所在地 | 愛知県一宮市島村字六反田 60 |
| (5) 電話番号 | 0586-78-1010 |
| F A X 番号 | 0586-78-1257 |
| ホームページ | http://genki-kotobukikai.jp |
| E メール | hagurinosato@genki-kotobukikai.jp |
| (6) 施設長（管理者） | 石黒 賢二 |
| (7) 入居定員 | 80 名 |
| (8) ユニット数 | 8 ユニット（1 ユニット 10 名） |

(1) 施設の目的

社会福祉法人元気寿会が開設する介護老人福祉施設（以下「施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3. 職員の配置状況及び勤務体制

＜主な職員の配置状況＞

職 種	職 員 数
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 生活相談員	1 名以上
3. 看護職員	3 名以上
4. 生活支援員（介護職員）	24 名以上【常勤換算】
5. 介護支援専門員	1 名以上
6. 機能訓練指導員	3 名以上
7. 管理栄養士	1 名以上
8. 嘱託医師	1 名（非常勤兼務）

＜主な職種の標準勤務体制＞

1. 嘱託医	毎週 月曜日（第 5 月曜日は除く）	
2. 生活支援員 （介護職員）	早番 7：00～16：00	日勤 6 10：00～19：00
	日勤 1 7：30～16：30	日勤 7 10：30～19：30
	日勤 2 8：00～17：00	日勤 8 11：00～20：00
	日勤 3 8：30～17：30	日勤 9 11：30～20：30
	日勤 4 9：00～18：00	遅番 12：00～21：00
	日勤 5 9：30～18：30	夜勤 21：00～7：00
3. 看護師	早番 8：00～17：00	
	日勤 8：30～17：30	
	遅番 9：30～18：30	

注）支援員の勤務体制、勤務時間は各ユニットによって異なる場合があります。

4. サービス内容

（1）居室及び居室内設備の提供

居室は個室で約 8 帖の広さです。居室内設備として洗面台、電動ベッドと布団をご用意いたします。

尚、当施設が用意させていただくのは、電動ベッドのみとなります。ご自宅に近いしつらえを整え、落ち着いた生活をしていただくために、ご愛用の家具等のお持ち込みをお勧めします。

※車いす等の貸与及びご購入のご検討

施設では、車いす等の福祉用具をご用意させていただいておりますが、入居者様が希望される福祉用具等を持ち込んで、使用することは可能です。

(2) 施設サービス計画（ケアプラン）の立案と実施

当施設の計画担当介護支援専門員が、入居者様の心身の状況やご希望等を踏まえて施設サービス計画を立案いたします。施設サービス計画は、定期的なモニタリングを実施するとともに定期的及び入居者様の心身の状態に変化があった場合は、ケース会議、サービス担当者会議を開催し見直しをいたします。

開催に当たっては、入居者様、ご家族の参加をお願いする場合もございます。

(3) 生活支援（介護）

施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄など、ご入居者が日常生活を送る上で必要な生活支援サービスを提供いたします。

また、より家庭的な雰囲気の中で生活していただけるよう、ご入居者 10 名を一つのユニット（生活単位）とするユニットケアを展開いたします。ユニットケアでは、入居者様同士、職員との関係を大切にしながら、可能な限りお一人おひとりがそれぞれのユニットで生活上の役割を持てるよう支援いたします。

【食事について】

食事は、下記の時間内であれば入居者様の生活習慣に合わせて、ご自由に召し上がることができます。また、食事場所は基本的にリビングとなりますが、状況に応じて各自のお部屋、談話室で召し上がることもできます。職員も一緒に食事をとりますので、さらに家庭的な雰囲気を感じていただけます。

- ・朝食：7：00～9：00
- ・昼食：12：00～14：00
- ・夕食：18：00～20：00

※30 分程度の前後する場合があります。

【入浴について】

各ユニットに浴室を設置し、浴槽はすべて個別浴槽です。隣接ユニットの 1 つは電動昇降バスリフトを設置し、2 階に特別浴槽を設置するなどご入居者のご希望や心身の状況等に応じて、適切な入浴サービスの提供に努めます。

基本的には入浴は週 2 回となります。

- ・午前 9：30～11：30
- ・午後 13：00～17：00

【身体拘束の禁止】

介護保険施設は運営基準により入居者様の身体拘束や行動制限等の行為は禁じられています。当施設でも下記に挙げる行為は緊急やむをえない場合を除いては行いません。

- ・徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・落下しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（４）看護・健康管理

【看護・健康管理】

入居者様の心身の状況やご希望等に応じて必要な看護サービスを提供し、日常的な健康チェックや服薬管理を行います。

注）医療行為の制限（施設は病院でなく暮らしの場となります）

- ・点滴、人工肛門、人工透析、インシュリン投与、末期がんは行えません。
- ・痰吸引は、看護師しか行えませんので看護師が不在となる夜間帯は実施できません。
- ・医療依存が高いなど、施設では実施できないと看護師が判断した医療行為。

【嘱託医による定期訪問診察】

① 入居した場合、今までの主治医から当施設の嘱託医もいますので変更は可能です。

※希望であれば今までの「かかりつけ医」への受診は可能です。

注）死亡確認の際は「かかりつけ医」の先生が来られない場合は、検死になる可能性がございます。

嘱託医 大山内科（医師：大山 泉）
診療科目 内科 外科 消化器科
住 所 一宮市大赤見八幡西 5
電 話 0586-73-3853

② 訪問診察は毎週火曜日（第5月曜日を除く）となりますが、8つのユニットを4つのグループに分けますので診察は4週に1回となります。ただし、該当日でなくても体調によっては看護師が嘱託医に相談し診察していただけます。また、嘱託医に相談等がありましたら、診察日に嘱託医師に相談して頂くとも可能です。

注）かかりつけの病院、医院を変更されない場合

- ・かかりつけの病院、医院の定期・緊急受診については、原則ご家族が病院受診に付き添っていただきます。
- ・主治医が嘱託医と異なるため入居者様に体調不良がみられた場合、看護師が病院受診の判断をすることとなります。受診が必要だと判断した場合には、すぐにご家族

に連絡を入れ受診に付添っていただきます。

(職員の配置状況により付添が難しい時、急変時には救急搬送させていただきます)

- ・ 病院受診の送迎については、原則ご家族でお願いいたします。入居者様の状態によっては施設送迎も可能ですのでご相談ください。ただし、時間帯によっては車の手配ができない場合がございます。

【事故発生時の対応】

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、一宮市介護保険課、関係医療機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故防止のための指針を整備し、委員会の定期的開催、事故の集計、分析、再発防止策を検討します。また、職員研修を定期的実施し、安全管理に努めていきます。

【緊急時・急変時の対応】

- ① 体調不良により受診が必要と判断した場合、看護師が主治医は大山内科に連絡を取り指示を仰ぎます。また、同時にご家族にも連絡いたします。
状態により精密検査が必要になった場合、大山医院から紹介状を持参し専門病院（協力病院：一宮西病院）などへ受診となります。受診時にはご家族様の同伴が必要となりますので、何時でも連絡が取れるようにお願いします。
- ② 看護師の勤務帯は、8:00～18:30 です。18:30～翌 8:00 は施設に看護師は不在となりますが、24 時間看護師と連絡が取れる待機当番制を取っております。
また、嘱託医とは 21 時 00 分～翌朝 5 時 45 分までは連絡がとれませんので、緊急の場合は 看護師が判断いたします。

【看取りについて】

- ・ 入居者様、ご家族のご意向を確認しながら、入居者様が施設で自然に最期を迎えていただけるように看取り介護をいたします。
- ・ 21 時 00 分以降に看取りとなり息を引き取られた場合、死亡確認は翌朝 5 時 45 分以降となりますのでご了承願います。

【協力病院・協力歯科医院】

協力病院： 一宮西病院

住 所： 一宮市開明字平 1

電 話： 0 5 8 6 － 4 8 － 0 0 7 7

協力歯科医院： はたさ歯科医院

住 所： 一宮市浅井町西浅井桜北 10

電 話： 0 5 8 6 － 4 8 － 8 5 1 0

：めぐり歯科

電 話：０５８－２１４－２３４６

住 所：岐阜市茜部中島 2-1-1 長良コーポ 1-3

注）かかりつけの病院等がある場合はご相談いたします。

【病院に入院された場合について】

- ① 原則として入院から３ヶ月間は、退院後再度入居していただくことができます。
- ② ３ヶ月以内の退院が見込まれない場合、及び入居者様に医療行為が必要になった場合入居者様及びご家族と協議した上で、いったん退居していただきます。退居後、施設へ入居が可能となった場合、優先的に入居することができます。

（５）機能訓練

入居者様の心身の状況やご希望等に応じて、当施設機能訓練指導員による機能訓練を行います。（日常の生活リハビリになります）

（６）相談援助サービス

行政手続きや日常生活に関すること等を当施設担当者にご相談いただけます。

（７）衣料洗濯サービス

当施設にて、入居者様の衣料の洗濯サービスを行います。

※クリーニングが必要な衣類等は実費となります。

（８）理美容サービス

当施設では、外部業者による理美容サービスを実施しております。理美容料金については、口座引き落としにて請求をさせていただきます。

（９）送迎サービス

協力医療機関の受診や入退院時は、当施設車両で入居者様の送迎をいたします。

（１０）クラブ活動・・・現在、園芸クラブ、カラオケクラブの活動があります。

（１１）各種生活行事・・・ユニットごとに計画して行っております。

※活動内容によっては材料費等の実費がかかる場合があります。

５．利用料金

【施設利用対象者】

当施設へ入居できるのは、原則として介護保険制度による要介護認定の結果「要介護３」以上と認定された方が対象となります。

また、入居時において「要介護３」以上の方でも、更新の結果「要介護２」以下と認定された場合、原則的に退居していただくことになります。特例的な施設入所が認められている場合もあります。

【介護保険給付対象サービスの利用料金】

要介護度 1	670 単位/日
要介護度 2	740 単位/日
要介護度 3	815 単位/日
要介護度 4	886 単位/日
要介護度 5	955 単位/日

注) 介護保険料金の割合は「介護保険負担割合証」によって決まっていますのでご確認下さい。

注) 施設利用料金の単位数は、一宮市が介護報酬により地域区分が 6 級地となり、1 単位が 10.27 円で計算がされます。(令和 3 年 7 月改正)

注) 現在、「介護保険負担割合証」の割合に基づき利用料をご負担していただいておりますが、負担合計額が一定の上限を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組みがあります。(高額介護サービス費の支給)

【各種加算】◎印は、現在算定している加算です。

◎◆ 初期加算料金・・・1 日につき 30 単位

- ・入居日から起算して 30 日以内の期間。30 日間を超える病院又は診療所への入院後に再び入居した場合も同様。

◆ 安全対策体制加算・・・20 単位 (入居時のみ)

- ・入居者が介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的実施する

◆ 個別機能訓練加算・・・1 日につき 12 単位

- ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 人以上配置し、機能訓練指導員 (看護師)、介護職員、生活相談員その他の職種のもの共同して、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、個別機能訓練の効果、実施方法を等について評価した場合に算定ができる。

◎◆ 看護体制加算 (I)・・・1 日につき 4 単位

- ・常勤の看護師を 1 人以上配置

◆ 看護体制加算 (II)・・・1 日につき 8 単位

- ・看護職員を常勤換算で 4 人以上配置

◎◆ 夜勤配置加算 (II)・・・1 日につき 21 単位

- ・基準を上回る夜勤職員の配置

◆ サービス提供体制強化加算 (II)・・・1 日につき 18 単位

- ・看護、介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75%以上である。

◎◆ 日常生活継続支援加算・・・1 日につき 46 単位

- ・①算定月の前 6 月間又は前 12 月間の新規入居者総数のうち、要介護 4・5 の者が 70%以上、又は認知症の入居者の占める割合が 65%以上、又は痰吸引の医行為を必要とする者が入居者の 15%以上 ②介護福祉士を常勤換算方法で、入居者が 6 又はその端数を増すごとに 1 人以上

◎◆科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・・40単位／月

- ・入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している
- ・必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している

◎◆栄養マネジメント強化加算・・11単位/日

- ・管理栄養士を常勤換算方法で、入居者の数を50で除して得た数以上配置していること。

◆療養食加算・・1日につき6単位

- ・入居者の病状に応じて、主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき療養食が提供される場合に加算する。

◆経口移行加算・・1日あたり28単位

- ・経管栄養でから経口栄養に移行しようとするものについて、他職種共同により摂食、嚥下機能に配慮した経口移行計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合に加算する。

※180日を限度とするが、経口摂取が行われている場合は180日を超えても引き続き算定することができる。

◆経口維持加算（Ⅰ）・・1月につき400単位

- ・現に経口で食事摂取する者で、接食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対して、医師・歯科医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して、入居者の栄養管理のための食事観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い医師・歯科医師の指示を受けた管理栄養士・栄養士が栄養管理を行った場合。計画作成月から6月以内の期間。経口移行加算を算定の場合、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

◎◆口腔衛生管理加算（Ⅰ）・・1月につき90単位

- ・歯科医師に指示を受けた歯科衛生士の指導に基づいて計画書を作成する。
歯科医師に指示を受けた歯科衛生士は月に2回以上口腔衛生管理を行う。
歯科衛生士は口腔衛生管理について介護職員に具体的な技術的助言を行う
歯科衛生士が口腔に関する介護職員の相談に応じ対応する。

◎◆協力医療機関連携加算（Ⅰ）1月につき50単位

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う
また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う

◎◆看取り介護加算・・（1）死亡日45日前から31日前 1日につき72単位

（2）死亡日30日前から4日前 1日につき144単位

（3）死亡日前日及び前々日 1日につき680単位

（4）死亡日 1日につき1280単位

- ・①常勤の看護師を1人以上配置し、看護職員との連携により24時間の連絡体制を確保
- ②看取りに関する指針を定め、入居の際に入居者又はその家族等に説明し、同意を得る
- ③医師、看護職員、介護職員、ケアマネジャー等による協議の上、当該施設の看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う
- ④看取りに関する職員研修の実施
- ⑤看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮
- ◆ 在宅・入所相互利用加算・・・1日につき40単位
 - ・在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入居期間（入居期間が3月を超えるときは、3月を限度）を定めて、当該施設の同一の居室を計画的に利用している者。
- ◆ 外泊時費用・・・所定単位数に代えて1日につき246単位を算定（月6日を限度）
 - ・入居者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入居者に対し居宅における外泊を認めた場合。入院又は外泊初日及び最終日は算定できない。
 - 但し、1回の入院または外泊で月をまたがる場合は、最大で連続12日間、同様の取り扱いとなります。
- ◆ 退所時等相談援助加算

円滑な在宅復帰を目的として、退所時に該当入居者及びそのご家族等への指導や居宅介護支援事業者等との連携が行われた場合に加算します。（但し、退所して医療機関に入院した場合、他の介護保険施設に入院・入所する場合、死亡退所の場合は除きます）

 - （1）退所前後訪問相談援助加算料金・・・460単位
 - ※入所中1回（又は2回）、退所後1回（退所後30日以内の訪問に限る）。但し、入所後早期に指導の必要がある場合は2回算定）
 - （2）退所時相談援助加算料金・・・400単位
 - ※1回限り。ご家族等に退所後の指導を行った場合
 - （3）退所前連携加算料金・・・500単位
 - ※1回限り。退所後利用する居宅介護支援事業所との調整を行った場合。
- ◎◆ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数の8.3%

注）介護報酬額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご負担額をお願いします。

また、要介護度に変更が生じた場合は、変更後の介護度が有効となる日（認定有効期間の初日）から、変更後の介護度に応じた額をご負担いただきます。

尚、介護報酬額及び各種加算額の変更、加算の追加及び削除が生じた場合は、事前にご連絡いたします。

【介護保険給付対象外サービスの利用料金】：かかった費用の全額を負担いただきます。

- ◆ ユニットケアの提供（居住費）：室料＋光熱水費

個室化・ユニットケアの提供に伴い、居住部分の建築費、電気代（家電製品使用料を除く）及び冷暖房費、修繕費、器具及び備品の取得費用からなり前年度の実績に基づきその額を決定するものとする。

() 内は月額概数

	介護保険料利用者負担段階			基準費用額 (第4段階)
	第2段階	第3段階①	第3段階②	
ユニット型個室	880 円/日 (2.6 万円)	1,370/日 (4.1 万円)	1,370/日 (4.1 万円)	2,066/日 (6.2 万円)

平均的な居住費 (=基準費用額) と上表の負担額の差額が、補足的給付として介護保険から支給されます。

◆ 食費：食材料費＋調理代

食費のうち、入居者様負担となるのは、(食材料費＋調理代) で、栄養管理費は介護保険から給付されます。栄養管理費は、入居者様一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視、栄養ケアによって低栄養を改善するためにかかる費用です。

() 内は月額概数

	介護保険料利用者負担段階			基準費用額 (第4段階)
	第2段階	第3段階①	第3段階②	
ユニット型個室	390 円/日 (1.2 万円)	650 円/日 (2 万円)	1,360 円/日 (4.2 万円)	1,445 円 (4.5 万円)

平均的な食費 (=基準費用額) と上表の負担額の差額が、補足的給付として介護保険から支給されます。

◆ 嗜好品・・・実費

おやつ、嗜好飲料については入居者の嗜好の関係もあるため、おやつ等を希望される場合は訪問時にご持参ください。また、コーヒー・紅茶等もご家族でご準備をお願いします。

※飲食物をお持ち込みされる場合は、事故防止及び衛生管理等のため職員にお声掛けください。

◆ 理美容・・・実費

外部業者による理美容サービスの料金。当施設で料金の支払代行をいたします。

◆ 教養娯楽費・・・実費

ご入居者の希望により参加されたクラブ活動費用 (材料費など)。

◆ 日常生活品・・・実費

歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、タオルなど個人で使用するもの
シャンプー・リンス・ボディーソープ等も本人様のこだわりがあれば、ご準備をお願いします。

※おむつ代は介護保険給付対象となっております。

※必要な物品をご家族に購入していただく場合、ご相談させていただきます。

◆ クリーニング業者への依頼・・・実費

クリーニングが必要な衣料等は実費相当額をご負担していただきます。

◆ 栄養補助食品・・・実費

低栄養の場合は、補助食品も提供します。補助食品のみの場合は実費になりません。

◆ 家電製品使用料：

使用日数・使用時間にかかわらず家電製品を持ち込みされる場合は、1点につき 30 円/日（入院中は除く）。

但し・充電式製品（電気カミソリ、携帯電話等）は無料

- ・季節限定使用製品（電気毛布、コタツ、扇風機等）は、下記の期間のみ 1 日 30 円かかります。

※夏使用製品（5 月～9 月）

※冬使用製品（10 月～4 月）

◆ 契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室の明け渡しをされない場合、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金	6,611 円/日	7,300 円/日	8,041 円/日	8,740 円/日	9,420 円/日

※別途居住費（2,066 円）が加算されます。

6. お支払い方法

- ・ご利用料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求します。翌月 26 日までに以下（ア・イ）のいずれかの方法でお支払いください。請求書は 20 日に発送します。
- ・発送前に施設へご訪問の折には事務所窓口でお受け取りできます。

ア. 金融機関口座からの自動引落

ほとんどの銀行から引落とし手続きが可能です。

注）事務所処理及び何らかの事由で引落ができなかった場合は、事務処理上、**現金払い**とさせていただきますのでご協力お願いいたします。

イ. 下記指定口座への振込（振込手数料はご負担下さい）

岐阜信用金庫 浅井支店 （普）0204178

社会福祉法人 元気寿会 理事長 川崎幸子（カワサキ サチコ）

ウ. 現金払い

お支払い窓口は、**特別養護老人ホーム葉栗の郷**の事務所となります。

事務所：住所：一宮市島村字六反田 60 電話：0586-78-1010

- ・領収書は、次回の請求書発送時に同封いたします。

7. その他施設利用にあたっての留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

【居室の選択について】

新規及び再入居していただく場合、入居者様の心身の状況・生活状況等に配慮し、より安全に安心して快適に生活していただくために、どのユニット及びどの居室にご入居していただくかは、職員で協議し決定させていただきます。

また、入居後、心身の状況・生活状況等の理由により居室を変更する場合が生じた場合には、予めご入居者及びご家族のご同意をいただいた上で居室替えを行わせていただくことがあります。

【居室の鍵の使用について】

居室の扉には鍵がついておりますが施設側から施錠はおこなっておりません。鍵の使用をご希望される方は職員にお申し出ください。

但し鍵を使用する場合であっても、安全確認等のために、施設職員が解錠することがあります。

【居室への持ち込みについて】

居室への家具等のお持ち込みは自由ですが、石油ストーブ、電気ストーブ、ファンヒーター等の暖房器具はご遠慮下さい。また、入退居時の家具等の運搬は、ご家族でご手配お願い致しておりますが、入居にあたり入居者様のご自宅のお部屋を拝見させていただき、施設居室の設えに活かしていきたいと思っておりますので、ご自宅の距離にもよりますが、運搬のお手伝いをさせて頂く場合もございます。ご不明な点は当施設にお問い合わせ下さい。

【居室及び共用施設の使用について】

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。

【施設・設備破損について】

故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には入居者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

【居室への立ち入りについて】

入居者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。

【喫煙・飲酒について】

施設内は禁煙になっております。喫煙は所定の場所をお願いいたします。飲酒は健康上の制約等がない限りご自由ですので、ご希望の際は職員にお申し出ください。

【迷惑行等について】

騒音等、他のご入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、プライバシー保護の観点から、他のご入居者のご同意なくその方の居室にむやみに立ち入らな

いようお願いします。

【金銭管理について】

施設ではご入居者の金銭管理はいたしておりません。ご本人が所持されます金銭については、職員が把握することは困難となりますのでご家族での管理をお願いします。

【ご家族への案内通知について】

盆、正月帰省の有無、各種行事のご案内等をご家族宛に発送する場合がございますので、ご回答のご協力をお願いします。

【政治活動・宗教活動等について】

施設内で他のご入居者に対する政治活動及び宗教活動等をご遠慮ください。

【動物飼育について】

施設内での個人的なペット等の飼育をご遠慮ください。

【職員へのお心付けについて】

当施設では、ご入居者との契約に基づいてサービスを提供し、サービスに対する対価を頂戴しております。職員へのお心付けは固くご辞退いたしますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

(2) 来訪について

【来訪時間と施錠について】

来訪時間は7:30～20:00となっております。防犯のため20:00～翌7:30は正面玄関を締め切らせていただきます。尚、締め切り時間内であっても来訪を希望される場合は、事前にご連絡いただき、正面玄関のドアホンを押してください。

【飲食物の持ち込みについて】

食べ物等の持ち込みは原則として自由ですが、食品衛生上等の理由から職員にお声をおかけください。

【ご家族等の宿泊について】

ご入居者の居室にてご家族の方の宿泊も可能です。食事の注文（実費）も承りますので詳細は職員までお問い合わせください。

(3) 外出・外泊について

外出・外泊の際には、行き先、帰所時間及び食事の要否を所定用紙に記入し職員ご提出ください。

8. 福祉サービス第三者評価実施状況について

(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日	
(3) 実施した評価期間	
(4) 評価結果の開示状況	有 ・ 無

9. 苦情・要望の受付について

(1) 苦情の受付

苦情・ご要望・ご意見などは、お気軽に職員にお申し出ください。

また、苦情受付ボックスをロビーに設置しています。

○苦情受付窓口（担当者）：生活相談員

○受付時間 毎週月～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

一宮市役所（介護保険課） ＊対応時間：8時30分～17時15分	所在地：一宮市本町2丁目5番6号 TEL：0586-85-7017
愛知県国民健康保険団体連合会 （介護保険課 苦情調査係） ＊開設時間：平日（月曜日から金曜日）の 9時～17時まで（12:00～13:00を除く）	所在地：名古屋市東区泉1丁目6番5号 TEL：052-971-4165
運営適正化委員会 （愛知県社会福祉協議会） ＊相談時間：月曜日から金曜日 9時～17時	所在地：名古屋市東区白壁1丁目50番地 TEL：052-212-5515

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

同意日 令和 年 月 日

施 設

<所在地>一宮市島村字六反田 60

<名 称>社会福祉法人元気寿会

特別養護老人ホーム葉栗の郷

<説明者> 職 名 生活相談員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供に同意しました。

入居者

<住 所>

<氏 名>

印

(署名代筆者)

<住 所>

<氏 名>

印

(続柄)